付属資料

Ⅰ 総合計画審議会

1. 長岡京市総合計画審議会条例
2. 長岡京市総合計画策定に関する規則
3. 長岡京市第３次総合計画審議会委員及び臨時委員公募基準
4. 長岡京市第３次総合計画第３期基本計画審議会委員
5. 長岡京市総合計画審議会への諮問
6. 長岡京市総合計画審議会からの答申
7. 審議経過

Ⅱ 第３次総合計画第３期基本計画策定における市民参画の取り組み

1. 市民アンケート
2. 団体アンケート
3. まちづくり市民会議
4. 意見公募手続（パブリックコメント）
5. 総合計画シンポジウム

Ⅲ 基本構想

1. まちづくりの将来像
2. 分野別の基本的な方向
3. まちづくりの推進に向けて

Ⅰ 総合計画審議会

1．長岡京市総合計画審議会条例

昭和 44 年1月1日
条例第1号

（趣旨）

第１条　この条例は、長岡京市の住民の福祉を増進するため、市の自然的、経済的その他の条件に即した総合的な計画を進める市長の諮問機関として、長岡京市総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　長岡京市に長岡京市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第３条　審議会は、市長の諮問に応じ、長岡京市総合計画に関し、必要な調査及び審議を行なう。

（組織）

第４条　審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

（1）知識経験を有する者　７人以内

（2）市の区域内の公共的団体等の代表者　12 人以内

（3）府の地方機関の職員　３人以内

（4）市の職員　３人以内

3　委員の任期は２年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、その委員は、当然退職するものとする。

4　委員は、非常勤とする。

（臨時委員）

第４条の２　審議会に特別の事項を審議させる必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2　臨時委員は、市長が任命する。

3　臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長各１名を置き、委員の互選により定める。

2　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第６条　会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてあてる。

3　部会に属する委員は、会長が指名する。

（会議）

第７条　審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2　審議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（顧問）

第８条　審議会に顧問若干人を置くことができる。

2　顧問は、会長の要請により市長が委嘱する。

3　顧問は、審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

（関係者の出席）

第９条　会長が必要と認めたときは、審議会の議事に関係のある者を会議に出席させて発言させることができる。

（幹事）

第 10 条　総合計画に関する事務に参画させるため、審議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2　幹事は、会長の命を受け、会議の運営を補助するため、総合計画に関する資料の収集及び調査を行なう。

（庶務）

第 11 条　審議会の庶務は、市長の定める課において所掌する。

（委任）

第 12 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則　抄

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行日において、長岡京市建設審議会に在職する委員については、この条例第４条の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

3　長岡町建設審議会条例（昭和 35 年条例第８号）は、廃止する。

附　則（昭和 44 年 12 月 26 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 45 年６月 27 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 47 年７月１日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年４月１日から適用する。

附　則（昭和 47 年 10 月１日条例第 25 号）

この条例は、昭和 47 年 10 月１日から施行する。

附　則（昭和 49 年４月１日条例第３号）

この条例は、昭和 49 年５月１日から施行する。

附　則（昭和 55 年４月 15 日条例第 15 号）

この条例は、昭和 55 年５月１日から施行する。

附　則（昭和 57 年４月１日条例第６号）

この条例は、昭和 57 年４月１日から施行する。

2. 長岡京市総合計画策定に関する規則

昭和44年1月13日
規則第1号

（趣旨）

第1条　この規則は、長岡京市の総合計画策定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則において「総合計画」とは、市政全般にわたる総合的計画をいい「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成する。

2　この規則において「基本構想」とは、本市の将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示したものをいう。

3　この規則において「基本計画」とは、基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したものをいう。

4　この規則において「実施計画」とは、基本計画に基づく具体的な実施に関して作成する計画をいう。

5　この規則において「部課長等」とは、各部課の長及び部課長相当職をいう。

（計画策定の原則）

第3条　総合計画は、行政各部門相互間に有機的関連を保ちながら、計画的かつ効果的な行政を確立し、本市発展のための総合的成果をあげるよう策定しなければならない。

（基本構想及び基本計画の策定）

第4条　基本構想の期間は10年とし、基本計画の期間は5年とする。ただし、各種上位計画との整合及び社会経済情勢の変動により必要があるときは、変更することができる。

第5条　基本構想及び基本計画は、市長が定める基準に従い、部課長等が作成した基本構想及び基本計画案を企画主管部長がとりまとめて原案を作成し、市長が決定する。

2　企画主管部長は、基本構想及び基本計画案が定められたときは、直ちに部課長等に送付しなければならない。

（長岡京市総合計画審議会への諮問）

第6条　市長は、前条第1項の規定により基本構想及び基本計画案を決定しようとするとき、その他基本構想及び基本計画に関する重要な事項の決定にあたり特に必要があると認めるときは、長岡京市総合計画審議会に諮問するものとする。

（実施計画の策定）

第7条　実施計画は、計画の維持及び運用の弾力性を確保するため、前期3か年計画を策定し、2年を経過した時点で修正及び補完の調整を行い後期3か年計画を策定するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

第8条　実施計画は、部課長等が作成した計画案を企画主管部長がとりまとめて原案を作成し、市長が決定する。

（企画会議）

第9条　総合計画に関する原案等について審議及び各部局間の連絡調整を図るため、企画会議を置く。

（関係資料の送付）

第10条　企画主管課は、事務及び事業の参考になると考えられる資料等を作成又は入手したときは、速やかに関係部局に送付するものとする。

2　各部局は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成又は入手したときは、速やかに企画主管課に送付するものとする。

（雑則）

第11条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和46年7月23日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年7月1日から適用する。

附　則（昭和47年4月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年10月1日規則第16号）

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附　則（昭和49年5月1日規則第15号）

この規則は、昭和49年5月1日から施行する。

附　則（昭和55年5月1日規則第25号）

この規則は、昭和55年5月1日から施行する。

附　則（昭和56年7月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附　則（昭和57年4月1日規則第7号）

1　この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

2　この規則の施行前に策定された総合計画及び実施計画は、なお従前の例による。

附　則（昭和57年6月19日規則第27号）

1　この規則は、公布の日から施行し、昭和57年6月1日から適用する。ただし、この規則を適用し昭和60年度を初年度とする基本構想、基本計画の策定については、第4条中「10年」とあるのは「16年」と、「5年」とあるのは「6年」と読み替える。

2　この規則の施行前に策定された総合計画及び実施計画は、なお従前の例による。

附　則（平成元年5月6日規則第12号）

1　この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

2　この規則の施行前に策定された実施計画は、なお従前の例による。

附　則（平成４年４月１日規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年４月１日規則第６号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成 13 年１月 12 日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の長岡京市総合計画策定に関する規則の規定は、平成 12 年４月１日から適用する。ただし、この規則を適用し、平成 13 年度を初年度とする基本構想の策定については、第４条中「10 年」とあるのは「15 年」と読み替える。

３．長岡京市第３次総合計画審議会委員及び臨時委員公募基準

（趣旨）

第１条　この基準は、長岡京市総合計画審議会条例（以下「条例」という。）第４条第２項第２号及び第４条の２に規定する委員のうち、公募する委員を任命するにあたり、公募資格及び方法等を定めるものである。

（公募資格）

第２条　公募する委員の資格は、長岡京市に在住し、年齢が満 20 歳以上の者とする。

（公募案内）

第３条　公募の案内は、「広報ながおかきょう」をはじめ、インターネットホームページ等の種々の広報媒体で対応する。

（公募の方法）

第４条　この公募に応じる者は、次の各号の書類を長岡京市に提出するものとする。

（１）応募者の住所、氏名、年齢、職業のほか連絡先を記した書類

（２）応募する動機、抱負等を 400 字程度にまとめた書類

（公募委員の決定）

第５条　公募委員の決定については、書類等により選考するものとする。なお、決定する審議会委員及び臨時委員の区分についても同様とする。

（その他）

第６条　この基準に定めるもののほか、公募に関する必要な事項は、市長が別に定める。

（附　則）

この基準は、平成 10 年１月１日から施行する。

4. 長岡京市第３次総合計画第３期基本計画審議会委員

任期：平成 21 年 11 月 2 日から平成 23 年 3 月 31 日まで　（順不同、敬称略）

	氏　名	役　職　等	備　考
会　長	飯田　恭敬	京都大学名誉教授	
副会長	石垣　泰輔	関西大学教授	
委　員	小幡　範雄	立命館大学教授	
〃	西小路　重幸	農業委員会	
〃	山下　敏夫	社会福祉協議会	
〃	水島　景子	体育協会	※平成 22 年7月5日から
〃	多貝　茂	自治会長会	
〃	小山　健蔵	老人クラブ連合会	
〃	齊藤　洋子	民生児童委員協議会	※平成 22 年 12 月 22 日から
〃	秦　陽子	女性の会	
〃	三好　俊昭	身体障がい者団体連合会	
〃	堤　明子	文化協会	
〃	山下　昌行	商工会	※平成 22 年7月5日から
〃	多田　良	PTA 連絡協議会	※平成 22 年7月5日から
〃	大谷　岩雄	日本労働組合総連合会 京都府連合会乙訓地域協議会	
〃	小林　裕明	山城広域振興局	※平成 22 年7月5日から
〃	戸田　雄一郎	副市長	
〃	水野　裕	市民公募	
〃	土居　洋二	市民公募	
〃	梅染　毅	市民公募	
〃	山村　照子	市民公募	
前委員	福田　純一郎	体育協会	※平成 22 年7月4日まで
〃	吉岡　正義	民生児童委員協議会	※平成 22 年 12 月 21 日まで
〃	高井　保治	商工会	※平成 22 年7月4日まで
〃	柊　彰	PTA 連絡協議会	※平成 22 年7月4日まで
〃	平山　哲男	山城広域振興局	※平成 22 年7月4日まで

5. 長岡京市総合計画審議会への諮問

21 長 企 政 第 32 号
平成 21 年 11 月 2 日

長岡京市総合計画審議会
　会　長　　飯田　恭敬　様

長岡京市長　　小田　豊

長岡京市第３次総合計画第３期基本計画について（諮問）

長岡京市第３次総合計画第３期基本計画について、長岡京市総合計画審議会条例第３条の規定により、貴審議会に意見を求めます。

6. 長岡京市総合計画審議会からの答申

平成 23 年 1 月 26 日

長岡京市長　　小田　豊　様

長岡京市総合計画審議会
　会　長　　飯田　恭敬

長岡京市第３次総合計画第３期基本計画案について（答申）

平成 21 年 11 月 2 日付け 21 長企政第 32 号で諮問のありました、長岡京市第３次総合計画第３期基本計画案を作成いたしましたので答申します。

第３期基本計画は、第３次総合計画の基本構想における長岡京市の将来都市像である「住みつづけたい　みどりと歴史のまち」を実現するために、平成 23 年度から平成 27 年度の５年間における必要な施策及び事業の方向性を定めるものです。

本審議会では、この基本計画案を作成するにあたり、第２期基本計画の６つの分野ごとに取り組むべき施策や事業を整理する手法と、重点テーマ及び重点方針を定める手法を継承しました。

市では計画策定への取り組みとして、市民・団体アンケート実施や公募市民及び総合計画審議会委員で構成した市民会議（ワークショップ）の開催、並びに講演やパネルディスカッションを内容にしたシンポジウムを実施されました。本審議会においても、「市民の参画」を重視し、これらの取り組みから抽出された、幅広い市民ニーズや現状の施策に対する意識、現在の市の課題及び今後の重点施策などをできるだけ取り入れながら、重点テーマ及び重点方針、各施策及び事業の方向性を見定め、計画案を作成いたしました。

今後、この計画案の内容を十分尊重され、第３期基本計画として結実されることを要望いたします。

7. 審議経過

第１回　審議会	平成21年11月２日	審議	●市民アンケート集計結果 ●まちづくり市民会議実施概要
第２回　審議会	平成22年３月29日	審議	●団体アンケート結果概要 ●計画策定作業の進捗状況
第３回　審議会	平成22年７月５日	審議	●平成21年度行政評価の結果概要 ●第３期基本計画の構成
第４回　審議会	平成22年９月24日	審議	●第３期基本計画意見公募用素案
第５回　審議会	平成22年12月22日	審議	●第３期基本計画答申案
答　　申	平成23年１月26日	答申	

第５回総合計画審議会
（長岡京市役所）

飯田会長（写真右）から
小田市長へ答申（長岡京市役所）

Ⅱ 第3次総合計画第3期基本計画策定における市民参画の取り組み

1．市民アンケート

1．調査の目的と実施概要

第３期基本計画に幅広い市民のニーズを反映させるため、本市の居住環境や行政サービスなどに対する市民の評価と今後力を入れてほしい取り組みなどを把握することを目的に、市民アンケートを実施しました。結果概要は以下の通りです。

- 調査対象　市内に在住する 18 歳以上の市民 3,000 人を住民基本台帳及び外国人登録名簿から無作為に抽出
- 調査の方法　抽出された調査対象者に対し、郵送により調査票を配布、回収
- 調査期間　平成 21 年 8 月 6 日～ 8 月 31 日
- 有効回収数　1,511 通
- 有効回収率　50.4%

2．調査結果の概要

■定住意向

・今後も長岡京市に「住みたい」との回答が約９割

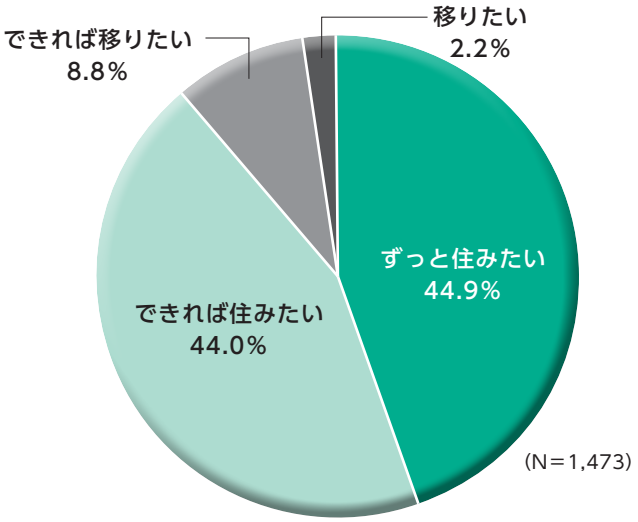

■定住希望理由、転居希望理由

・定住希望理由で多いのは「生活利便性のよさ」、「まちの環境のよさ」
・転居希望理由で多いものは「個人的な事情」。それ以外の理由については大きな差はない

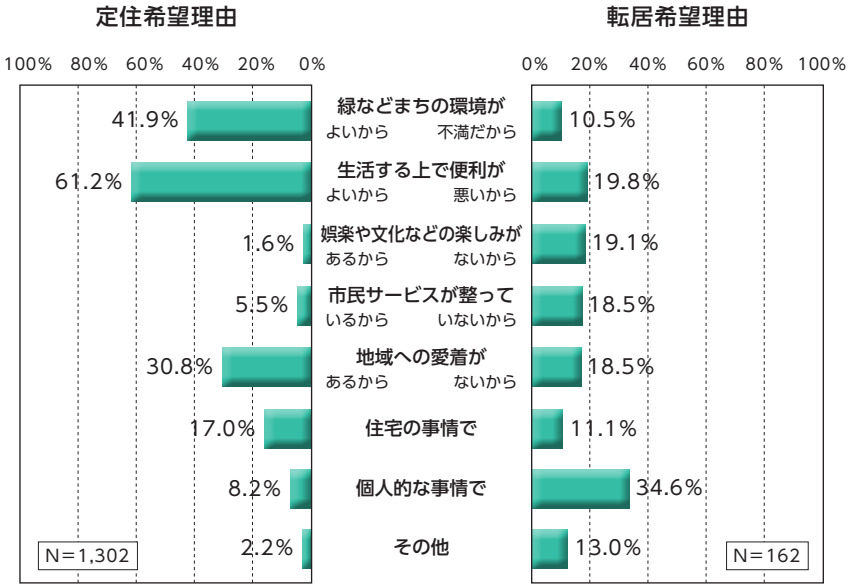

■長岡京市で自慢できるもの・誇りに思うもの

・長岡京市で自慢できるもの・誇りに思うものは、「交通の利便性」のほか、「景観」、「自然環境」に関するもの

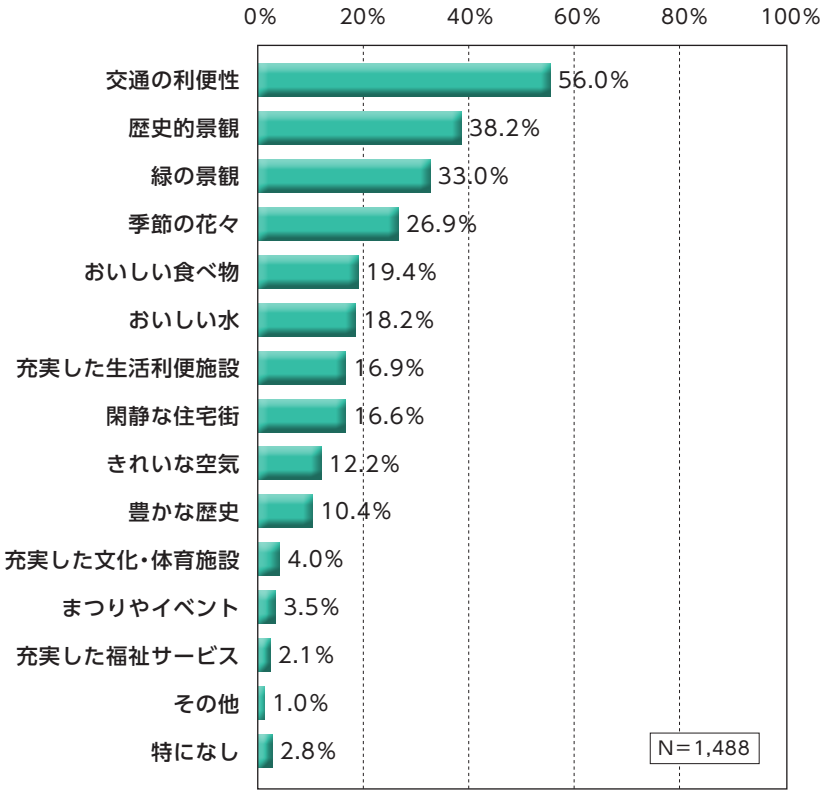

■地域活動への参加意向

・約６割の回答者が地域活動に「参加したい」と回答

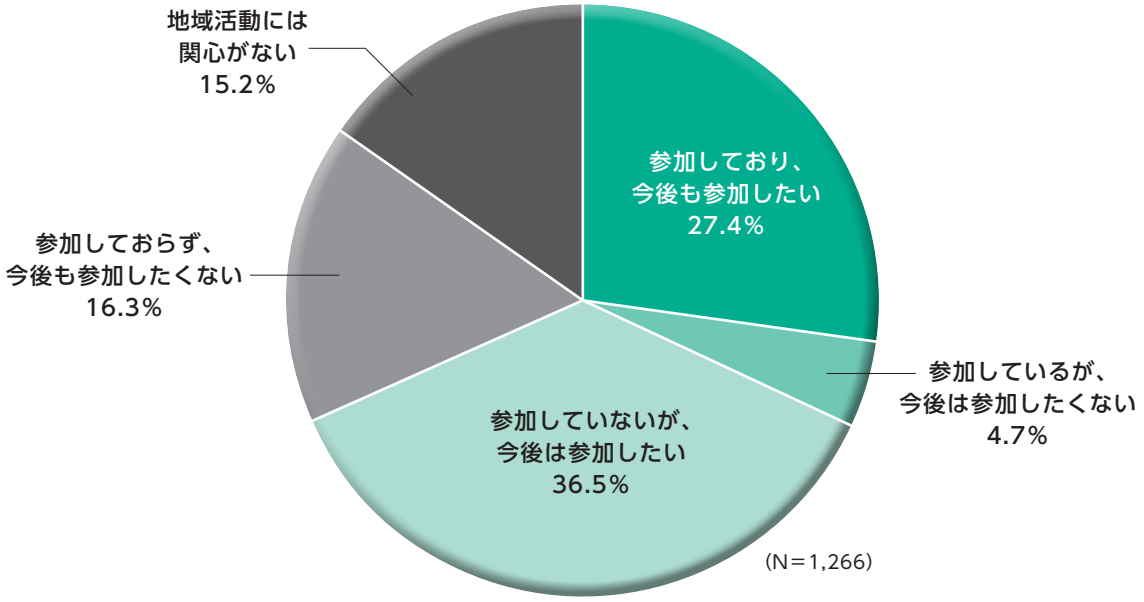

■政策の重要度

・「重要」「やや重要」とされた政策は、「安定した水の供給」、「高齢者福祉の推進」、「児童の健やかな育成」
・特に重要とされた政策は、「保健・医療の充実」、「高齢者福祉の推進」、「児童の健やかな育成」

分野	政策	重要である やや重要である		重要でない あまり重要でない		特に重要と思う政策	
		順位	選択率(%)	順位	選択率(%)	順位	選択率(%)
福祉・保健・医療	1 地域福祉の推進	11	76.7%	24	0.8%	8	27.2%
	2 児童の健やかな育成	3	86.0%	22	0.8%	3	42.0%
	3 高齢者福祉の推進	2	86.6%	23	0.8%	2	47.8%
	4 障がい者(児)の援護	12	76.5%	21	0.9%	15	13.6%
	5 生活の安定と自立支援	10	77.1%	13	2.2%	5	30.8%
	6 保健・医療の充実	6	80.6%	20	1.2%	1	57.0%
	7 保険事業の充実	9	77.4%	17	1.4%	13	16.2%
生活環境	8 環境保全型社会の形成	7	79.8%	19	1.3%	14	15.2%
	9 緑豊かな環境づくり	15	68.4%	14	2.2%	11	21.3%
	10 水環境の整備	14	74.3%	18	1.4%	12	18.1%
	11 安定した水の供給	1	87.8%	26	0.3%	4	31.8%
教育・人権・文化	12 生涯学習の推進	24	51.1%	4	6.0%	20	7.1%
	13 学校教育の推進	5	80.7%	15	1.7%	6	30.6%
	14 男女共同参画社会の実現	26	45.2%	2	8.5%	25	2.2%
	15 人権尊重と人権教育の推進	21	56.5%	8	3.9%	21	6.1%
	16 文化の振興・文化財保護	22	52.5%	7	4.9%	23	3.6%
	17 平和・友好交流の推進	25	46.3%	1	9.4%	24	3.0%
都市基盤	18 市街地の計画的整備	8	79.4%	16	1.6%	9	27.0%
	19 総合的な交通体系の整備	13	74.7%	9	3.1%	10	23.3%
	20 防災・防犯体制の整備	4	82.4%	25	0.3%	7	29.8%
	21 快適に暮らせる住宅の供給	18	62.7%	5	5.4%	17	8.1%
産業	22 農林業の振興	16	66.8%	10	2.6%	16	9.2%
	23 商工業の振興	19	60.6%	12	2.3%	18	7.9%
	24 観光の促進	20	57.2%	3	6.8%	19	7.1%
自治体経営	25 市民と行政のパートナーシップの確立	23	51.3%	6	5.2%	22	5.9%
	26 市民に開かれた合理的な行財政運営、近隣市町とのネットワークの強化	17	65.9%	11	2.5%	26	1.8%

※網掛けは各項目の順位が上位5位の政策

■政策に対する満足度

・「満足」「やや満足」とされた政策は、「安定的した水の供給」、「環境保全型社会の形成」、「緑豊かな環境づくり」
・「不満」「やや不満」とされた政策は、「総合的な交通体系の整備」、「市街地の計画的整備」、「安定した水の供給」
・「安定した水の供給」については、「満足」「やや満足」との回答が多い一方、「不満」「やや不満」との回答も多く、回答者によって評価が分かれている

分野	政策	満足やや満足		不満やや不満	
		順位	選択率(%)	順位	選択率(%)
福祉・保健・医療	1 地域福祉の推進	17	15.0%	9	15.3%
	2 児童の健やかな育成	11	16.9%	4	20.3%
	3 高齢者福祉の推進	10	17.6%	7	17.1%
	4 障がい者(児)の援護	15	15.2%	17	10.8%
	5 生活の安定と自立支援	19	13.8%	11	15.1%
	6 保健・医療の充実	8	18.2%	12	15.0%
	7 保険事業の充実	22	11.7%	5	18.9%
生活環境	8 環境保全型社会の形成	2	30.5%	14	13.6%
	9 緑豊かな環境づくり	3	29.4%	18	10.4%
	10 水環境の整備	6	22.0%	6	18.5%
	11 安定した水の供給	1	30.8%	3	24.7%
教育・人権・文化	12 生涯学習の推進	12	16.3%	19	10.4%
	13 学校教育の推進	18	14.7%	10	15.2%
	14 男女共同参画社会の実現	24	10.8%	23	7.0%
	15 人権尊重と人権教育の推進	14	15.3%	25	6.0%
	16 文化の振興・文化財保護	5	22.6%	26	5.2%
	17 平和・友好交流の推進	20	13.6%	24	6.9%
都市基盤	18 市街地の計画的整備	16	15.1%	2	29.7%
	19 総合的な交通体系の整備	13	16.0%	1	31.4%
	20 防災・防犯体制の整備	9	17.8%	16	11.0%
	21 快適に暮らせる住宅の供給	26	10.2%	13	15.0%
産業	22 農林業の振興	7	19.8%	22	8.4%
	23 商工業の振興	25	10.7%	15	11.6%
	24 観光の促進	4	23.3%	21	9.1%
自治体経営	25 市民と行政のパートナーシップの確立	21	13.5%	20	9.6%
	26 市民に開かれた合理的な行財政運営、近隣市町とのネットワークの強化	23	11.2%	8	15.9%

※網掛けは各項目の順位が上位５位の政策

2. 団体アンケート

1. 調査の目的と実施概要

市民アンケートにより市政全般についての意識調査を行ったうえで、各政策分野についてより深めることや、基本計画の各事務事業に協働の視点を入れるための資料とすることを目的に、団体アンケートを実施しました。結果概要は以下の通りです。

- 調査対象　市内の団体 73 団体を対象に実施
- 調査の方法　抽出された調査対象者に対し、郵送などにより調査票を配付、回収
- 調査期間　平成 22 年1月4日～ 25 日
- 回答数　45 団体

2. 調査結果の概要

■「福祉・保健・医療」分野

【地域福祉全般について】
・地域コミュニティの活性化により、災害時の支援者の掘り起こしなど、地域力の向上が必要。
【児童福祉について】
・保育施設の充実、児童虐待防止、児童福祉の連携強化など、子育て支援の拡充が必要。
・幼児を抱える親の悩みやストレスの解消、虐待防止に、市と共に取り組みたい。
【高齢者福祉について】
・高齢化が進む中、高齢者向けの施設の資金不足や人材育成、活動場所の確保などの課題に対応が必要。
・認知症予防対策や認知症サポーター養成講座、虐待予防の活動に、市とともに取り組みたい。
【障がい者（児）福祉について】
・障がい者の働く場所を増やしていくことが必要。
・障がい者福祉と高齢者福祉の連携により、市民一人ひとりの個別ニーズに対応できるようにしていくことが必要。
【保健・医療について】
・安心の医療体制（かかりつけ医拡充、認知症ネットワークの構築、検診・保健事業の充実）を確立することが必要。

■「生活環境」分野

【環境保全について】
・“環境の都” 長岡京市の実現に向けて、施策の優先順序や、行政と他の主体の役割分担を明確にしていくことが必要。
・より広範な層の人（主婦、学校関係者、若者など）が環境保全活動に参加することが望ましい。
・西山の整備や植生調査等の調査活動を、西山森林整備推進協議会と協力して行いたい。
【美化活動について】
・ポイ捨てごみの減少や資源活用のために、啓発が必要。

■「教育・人権・文化」分野

【青少年活動について】
・青少年活動の担い手が減少していることに対応が必要。
・青少年健全育成にかかわる啓発活動を、市とともに進めたい。
【小中学校について】
・子どもを取り巻く環境の整備が必要。
・小中学生の学力や体力、精神力をさらに向上させる取り組みを、市とともに進めたい。
【文化・スポーツ・生涯学習について】
・国民文化祭を契機とする新たな文化事業の展開を望む。
・スポーツをする人としない人との二極化問題の解決や地域人材の発掘と育成に、市とともに取り組みたい。

■「都市基盤」分野

【都市基盤の整備について】
・「にそと」周辺の整備に合わせた公園の設置にあたっては、西山が市民の憩いの場となるような事業の推進を望む。
【安全・安心な地域づくりについて】
・災害時要配慮者支援制度に関する取り組みについて、自治会（自主防災会）の理解を得られるよう、行政の取り組みを望む。
・障がい者が安心して暮らせるまちづくりのため、道路や施設、商店などのバリアフリー化に協力していきたい。

■「産業」分野

【農業について】
・農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足、農産物価格の低迷、有害鳥獣被害の拡大などに対応が必要。
・農家所得向上に向けた取組や新規特産品目の模索に、市とともに取り組みたい。
【商工業について】
・市の「まちづくり推進」を図る都市基盤の整備に、市とともに取り組みたい。また、このような公共事業へ地元業者が参画できるようにすることを望む。
【観光について】
・市民の観光に対する認識を深める啓発活動を強化することが必要。
・市と共に観光イベントに取り組みたい。

■「自治体経営」分野

【自治会について】
・自治会加入率の低下や高齢化に伴う役員の成り手の減少に対応が必要。
・今後ますます少子高齢化が進み、高齢者が増加する中、行政からも自治会組織の重要性（安全、安心、協調、助け合い）の啓発などを望む。
【コミュニティ活動について】
・地域にとってプラスになるために団体が取り組んでいることには、行政からも積極的な賛同や応援を望む。

3. まちづくり市民会議

1. 開催の目的と実施概要

行政の各分野について、市民の生の声を聞くことで、市民アンケートだけでは拾いきれない意見やニーズを把握し、長岡京市がこれから特に重点を置くべき取り組みについて考えるため、公募による市民、総合計画審議会委員、市職員（計 25 名）から構成されるメンバーで、まちづくり市民会議を開催しました。

まちづくり市民会議では参加者を3つのグループに分け、市民アンケートの結果を参考にしながら、本市の特性や課題について意見を交換し、分野ごとに「今後重要となる取り組み」を選ぶとともに、全分野を見渡したうえで、「長岡京市全体として今後特に重要となる取り組み」を選びました。

【開催スケジュールと検討内容】

第１回	平成21年12月12日	分野別の「良い点」「良くない点」「今後重要となる取り組み」①
第２回	平成22年 １月16日	分野別の「良い点」「良くない点」「今後重要となる取り組み」②
第３回	平成22年 ２月 ６日	長岡京市全体として今後特に重要となる取り組み

2. 検討結果の概要

≪分野別の「今後重要となる取り組み」として選ばれたもの≫

■「福祉・保健・医療」分野

・「向う三軒両隣」による見守り、支えあいを、まちづくりの方針として掲げる。
・中高生の頃から新生児や小さな子どもにふれあう機会を増やし、“親育て”を行う。
・充実している福祉・保健・医療についての情報提供とアクセス利便性を向上する。
・不足しているサービスや新たな課題の情報を共有し、関係者の連携で適切に対応していく。

■「生活環境」分野

・環境活動や緑化活動への市民参加を促進する。
・水道事業に関する議論を市民に分かりやすく伝える。
・ごみの減量やごみ処理ルールの徹底を図る。

第３回まちづくり市民会議（長岡京市役所）

■「教育・人権・文化」分野

・子どもや保護者を取り巻く大人たちが、子どもや保護者・学校との関わり方を変えていく。
・リタイア層や若い世代の人たちに地域社会でもっと活躍してもらう。
・利用者の視点から、文化・スポーツに親しめる機会や情報提供を充実する。
・今ある学校や文化・スポーツ施設をもっと有効に活用する。

■「都市基盤」分野

・まちづくりを進める際に、方向性を示す。
・まちづくりの計画や関連する調査結果などを公表する。
・長岡天神駅周辺道路の一方通行化を早期に実現する。

第３回まちづくり市民会議（長岡京市役所）

■「産業」分野

・「長岡京」のイメージと交通利便性を生かし、住環境とのバランスに配慮し企業誘致を行う。
・市内の資源を活用し、観光客が市内に滞在する仕掛けをつくる。
・消費者ニーズを踏まえた事業者の自助努力による商業活性化に対して支援を行う。
・担い手の確保や農産物の共同販売の仕組みづくりにより農業を活性化する。

■「自治体経営」分野

・市民が参加できる環境整備を行う。
・事業仕分けを含め各種事業の点検の仕組みをうまく連携させて行う。
・マイナス情報も含む情報公開を効率的に行う。

≪長岡京市全体で今後特に重要となる取り組みとされたもの（抜粋）≫

市政全般について	・まちづくりの方向性を示して合意・実行 ・長期的な視野に立ち、重点を置いたまちづくり　（など）
市民参画や地域活性化について	・様々な主体の連携による安心して暮らせるまちづくり ・向う三軒両隣～自治会の活性化 ・市民参加～会社から社会へ～、そのための環境整備や情報共有　（など）
具体的なテーマについて	・子育て支援や「人づくり」としての学校教育の充実 ・自然環境の保全　・長岡天神駅周辺のまちづくり　・議会改革　（など）

4．意見公募手続（パブリックコメント）

第３期基本計画の素案を市のホームページや主要施設で公表し、ご意見を公募しました。

■ 対象　市内在住、在勤、在学のいずれかに該当する人
■ 期間　平成 22 年 10 月8日～ 11 月8日
■ 提出方法　郵便、持参、ファクス、または電子メールで市役所政策推進課へ提出
■ 意見数　５名から 13 件の意見の提出
■ 公表　寄せられた意見とこれに対する市の考え方を、平成 23 年1月 25 日に公表

5．総合計画シンポジウム（長岡京市・京都府立大学連携協力包括協定締結記念事業、農業祭＆環境フェア講演会）

1．開催の目的と実施概要

総合計画についての市民の理解を深め、将来のまちづくりについてともに考えるため、「長岡京市総合計画シンポジウム」を開催し、多数の方々にご参加いただきました。

シンポジウムでは、官学連携記念講演、基調講演と、学識経験者、市民、市長によるパネルディスカッションを行い、それぞれの分野における本市の取り組みについて、意見交換が行われました。

なお、このシンポジウムは、農業祭＆環境フェアの講演会及び長岡京市・京都府立大学連携協力包括協定締結記念事業としても位置付けしました。

≪長岡京市総合計画シンポジウム　プログラム≫

■ 開催日・場所　平成 22 年 11 月 28 日　図書館3階大会議室

■ 開会挨拶　小田 豊（長岡京市長）、竹葉 剛 氏（京都府立大学長）
飯田 恭敬 氏（総合計画審議会会長／京都大学名誉教授）

■ 官学連携記念講演
『総合計画と行財政改革について』
窪田 好男 氏（京都府立大学公共政策学部准教授）

■ 基調講演
『これからのまちづくり～基本計画全体の視点と、環境の視点から～』
小幡 範雄 氏（総合計画審議会委員／立命館大学政策科学部教授）

■ パネルディスカッション
『８万市民の輝く未来のために～環境・健康・安全のまちづくり～』
・コーディネーター
石垣 泰輔 氏（総合計画審議会副会長／関西大学環境都市工学部教授）
・パネリスト
小幡 範雄 氏（総合計画審議会委員／立命館大学政策科学部教授）
宮崎 猛 氏（京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授）
山田 博子 氏（@６－ながおか京代表）
小田 豊（長岡京市長）

2．講演とパネルディスカッションの概要

■官学連携記念講演『総合計画と行財政改革について』

【国主導から地域主導の政策形成へ】

・明治時代から高度経済成長期にかけては、国主導で政策が形成されてきたが、今後は地域ごとにビジョンをもち、独自の政策形成を進めることが重要である。

【市民が参画しての政策形成が重要】

・地域ごとにより良い政策を形成していくには、行政や政治家に任せきりではなく、住民が自分たちの住む地域について考え、自らの考えを選挙や地域活動を通じて活発に議論することが必要。

【総合計画のあるべき姿】

・市民が政策について活発に議論するためには、総合計画において、市の政策の全体像がわかりやすく示されていることが大切である。

■基調講演『これからのまちづくり～基本計画全体の視点と、環境の視点から～』

【まちづくりにおける市民参画】

・行政計画の内容を実施する際には、行政だけではなく、市民や事業者が一体となって取り組むことが重要となる。また、実施結果の評価にも市民が参加できる仕組みをつくることが望ましい。

【まちを活性化させる「地元学」の取り組み】

・地元の人が、地域外の人の視点や助言を得ながら、「ないものねだり」ではなく、「あるもの探し」の発想で地元について調べる「地元学」の取り組みが、地域活性化のために参考になるのではないか。

【環境の視点から（地球温暖化防止のために）】

・地球温暖化防止のための CO2 削減量は、様々な把握方法があり、把握の際の注意点も多い。しかし、その中にあっても、地産地消の取り組みは有意義である。

■パネルディスカッション『８万市民の輝く未来のために～環境・健康・安全のまちづくり～』

【環境（地球環境や西山、農業）について】

・長岡京市では西山関連の市民活動が盛んであるが、西山の樹木やハイキング道などを調べて環境資源マップを作成すれば、さらに西山全体の状況がよくわかるのではないだろうか。農産物の地産地消やブランド化を進めることや、体験型市民農園やグリーンツーリズムなどを促進することに、今後の農業活性化の可能性がある。

【健康（子育てや多世代交流）について】

・長岡京市の子育て環境は恵まれており、特に市民活動サポートセンターができてからは、NPO やサークルなどによる市民活動の場が広がっている。今の子育て世代は、幼い頃から赤ちゃんに接する機会が少ないが、パパやママになる人に、子育てする力を身につけてもらいたい。子どもや子育て中の親、定年退職した人などが相互に交流する多世代交流が今後は重要ではないだろうか。

【安全（防災など）について】

・近年は気候変動のほかに、水を貯める機能をもつ里山や農地の荒廃により、豪雨対策が重要となっている。河川や下水道整備など災害対策のほか、被害を防ぐための防災教育も重要性を増している。

・子どもが安心して遊べる公園や、歩行者や自転車が安心して通行できる道路の整備が必要である。

総合計画シンポジウム（図書館３階大会議室）

Ⅲ 基本構想

第3次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つの部分で構成されています。基本構想とは、本市の目指すべき将来像や将来人口、土地利用構想について明らかにし、その実現のための施策の基本方向を示すものです。以下では、平成12年度に策定した第3次総合計画の基本構想を掲載します。

●総合計画の構成

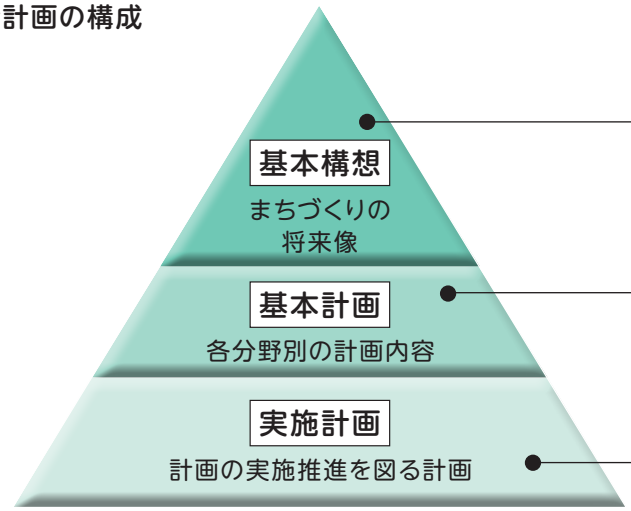

長岡京市の目指すべき将来像や将来人口、土地利用構想について明らかにしたもの。
（平成13年度～平成27年度）

基本構想の実現のために、必要な施策や事業とその方向性を示したもので、5年ごとに見直し。
（平成23年度～平成27年度）

基本計画に盛り込んだ施策内容を実施するための年次計画。
（平成25年度に見直しの予定）

まちづくりの基本姿勢

まちづくりの主役は、市民です。

まちは、市民（住民や各種団体、事業者などの様々な立場の人々）の主体的な「参加」と「協働」でつくられていくものです。

今日、地方分権が本格的にスタートを切り、まちづくりの様々な場面で、地方自治体の役割が高まり、公共政策を担う機関として、責任と創意ある施策・事業の推進が求められるようになっています。

このような中で、市民が本当に納得できるまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する意志決定の過程に市民が参画することがますます重要になります。

そのために、市民は、自治の能力を高めていくこと、まちづくりの方向や公共政策に対して、まちにとって何がよいかを主体的に判断し選択できる力を高めていくことが大切になるでしょう。行政は、行政が担うべき公共サービスを的確に提供していきます。また、十分な情報提供はもとより市民がまちづくりに参加しやすい仕組みをつくり、市民の創造的なまちづくりを支援する総合的なコーディネーターとしての役割を発揮していきます。

市民とそれを支える行政という役割を果たしつつ、市民と行政のパートナーシップをよりどころとして、長岡京市を舞台とした新世紀のまちづくりを進めていきます。

1．まちづくりの将来像

1．将来都市像

長岡京市の魅力は、西山の緑や竹林、市街地内に点在する田畑などの豊かな自然が生み出すまちのゆとり、京都と大阪の中間に位置する利便性の高い立地条件、先人達が培ってきた歴史･文化、そして、何よりも豊富で多彩な人材がいることだと言えます。こうしたことが、長岡京市の暮らしやすさにつながっており、住民の定住意向の高さにも反映されていると言えます。

今、長岡京市は、人口増加も落ち着き、成熟したまちへと向かいつつあります。新世紀の長岡京市を展望するとき、子どもも、若者も、お年寄りも、障がいをもつ人も、すべての人がいのちと人権を尊重され、主体的に地域や社会に参加し、互いの価値観を認めあい、互いに支えあいながら、自らの成長を育み、人生の喜びや楽しみを見いだすことができるまちを目指すことが大切になります。

そのために、先に述べたようなまちの魅力や、ゆとりある暮らしやすさを高めていくこと、多彩な人材がもつエネルギーを発揮できる場や仕組みづくりが必要だと言えます。そして、安全性や利便性を土台として、生活のより高い質「楽しさ」「快さ」を享受でき、住んでよかったと言えるまちの実現を目指します。

このようなまちづくりの理念を踏まえて、長岡京市の新世紀の将来都市像を以下のように定めます。

将来都市像

住みつづけたい
みどりと歴史のまち
長岡京

2．将来人口

本市では、昭和 40 年代に住宅地開発が急速に進み、人口は急増しましたが、そののち、人口増加は沈静化をみせ、この数年は、概ね 7 万 8 千人前後で推移しています。

急増期に転入した人口は、主に若い年齢層が中心でしたが、こうした世代が定着するにつれ、高齢化が進みつつあります。平成 11 年 10 月現在で長岡京市の高齢者比率（65 歳以上）は 13.1%と全国水準（16.7%）を下回っているものの、これからも高齢化は速度を増しながら進んでいくものと考えられます。

今後は、急激な高齢化にブレーキをかけ、各世代のバランスのとれた人口構成を保っていく必要があります。そのため、現有人口の定着化を進めるとともに、若年層を中心に新たなまちの担い手を確保できるよう、市民が子を生み育て、子どもからお年寄りまでが安心して住み続けられる、居住条件の整備・充実などを進める必要があります。これらを踏まえ、平成 27 年で 8 万 5 千人の市民がゆとりをもって暮らすことができるまちづくりを目指します。

3．土地利用構想

長岡京市の土地利用は、西山山ろくから東へなだらかに広がる斜面と平坦地という地理的な特性に従って、いくつかの特徴的な地域に分けることができ、また、それぞれが固有の課題をもっています。そうした特性に即して次の６つのゾーンを設定し、各地域の土地利用の課題と目標を明らかにします。

①西山ゾーン

市域西部に広がる西山の山林は、市域面積の約４割を占め、特に山ろく部の竹林では本市の特徴的な産業であるたけのこ生産が営まれるなど、生活の上でも生産の上でも市民の重要な自然資源となっています。こうした西山の自然を乱開発から保全すると同時に、今ある自然を維持してくために、市民参加の里山管理など、緑にふれながら心の豊かさを高めていけるような緑の活用を図っていくことが課題となっています。ここでは、自然資源の保全と活用の調和ある土地利用を目標として施策を進めます。

②山ろく住宅ゾーン

山ろく部に接する地域では、旧農村集落を取り囲むかたちで比較的大規模で良好な居住環境をもった住宅開発が行われています。今後、旧集落や周辺の自然環境との調和を進めるとともに、住環境を悪化させるミニ開発の防止を図るなど、これまでの良好な居住環境を維持していくことが課題となっています。ここでは、緑あふれる良好な住宅形成を目標として施策を進めます。

③都心ゾーン

市の中心部、阪急長岡天神駅とJR長岡京駅を結ぶ地域は、本市の玄関口であり、商店街、大型スーパーなどの商業施設の集積、歴史的な雰囲気をもち市民の憩いの場ともなっている天神の森など、たくさんの人が集まる都心と呼ぶべき地域となっています。今後は、これらの都心機能を強化するため、駅周辺整備をはじめ、人にやさしい道路空間づくり等種々の基盤整備が課題となっています。ここでは、空間の有効な活用と快適な都心の形成を目標として施策を進めます。

④住宅ゾーン

市の北部及び南部は、人口の急増とともに、農地や竹林の宅地化が急速に進んだ住宅地域です。この地域ではスプロール的なミニ開発も見られるため、道路等の都市基盤や居住環境の整備を計画的に図っていく必要があります。また、住宅地内に点在している農地は、身近な緑のオープンスペースとしての重要な役割もあり、今後はそのバランスのとれた保全と活用が課題となっています。ここでは、身近な自然環境と調和したきめ細かな居住環境の整備を目標として施策を進めます。

⑤工業ゾーン

JR以東では、京都市南部及び向日市から連なる工業ベルト地帯の一部となっています。しかし、一方で開発の進んだ住宅地や、まとまりのある農地も隣接しており、住・工・農の間の調和ある機能分担及び生産環境の整備・改善が課題となっています。ここでは、工業生産基盤の整備と、

多様な用途が調和した土地利用を目標として施策を進めます。

⑥農業ゾーン

市の北部にある市街化調整区域の農地については、生産性の高い優良な農地としての保全整備が課題となっています。また、周辺の宅地化が進む中で、農地を身近な自然環境としてとらえ、市民が「農」にふれられるような農地のあり方も必要です。ここでは、農業生産基盤の整備を目標として施策を進めます。

土地利用ゾーンと交通軸

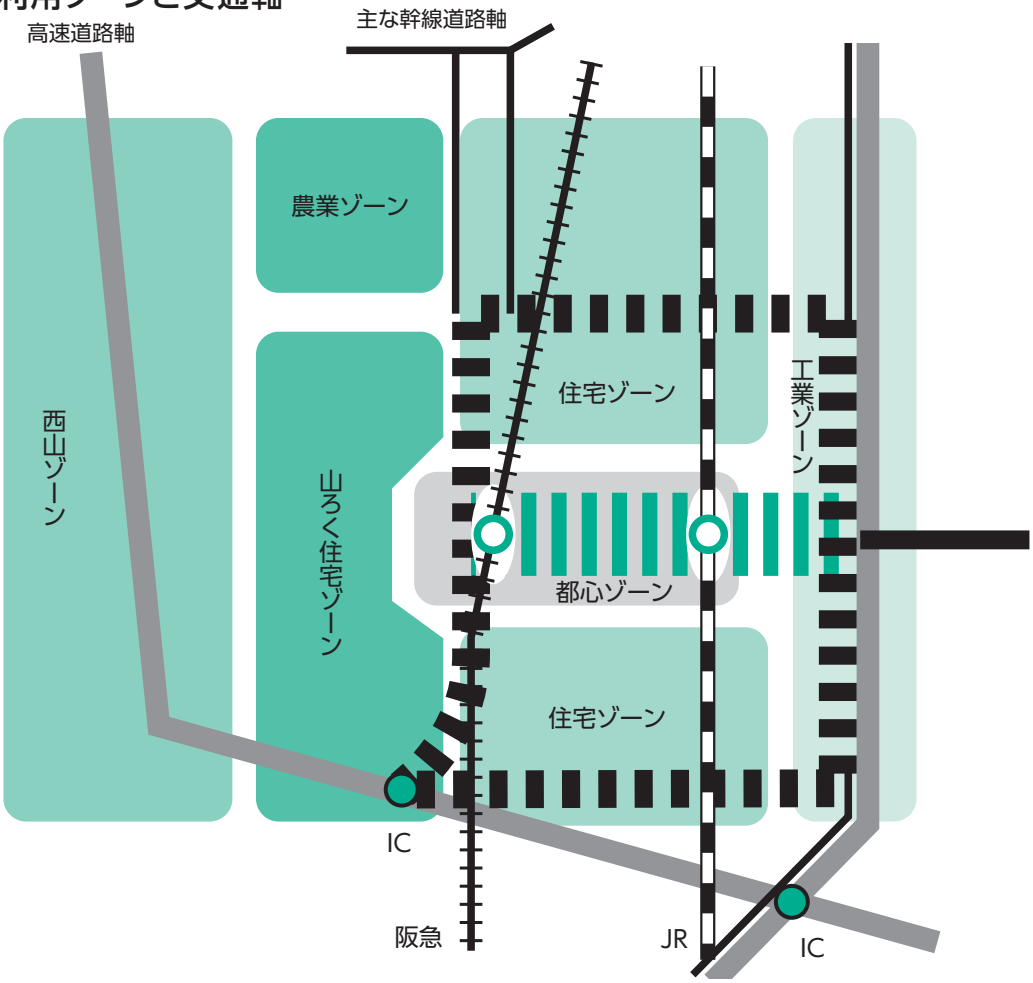

2. 分野別の基本的な方向

1. 福祉・保健・医療　主要テーマ：誰もが安心して暮らせるまちづくり

子どもも、お年寄りも、障がいのある人も、すべての人が、世代をこえて助けあいながら、健康で自立した生活を送ることのできるいつまでも暮らしたい福祉のまちづくりを目指します。そして、誰もが自らの価値観に従いながら、地域や社会に参加できる環境づくりを進めるとともに、それぞれの多様性を認め合いながら、協力しあい、支えあうことのできる、まちづくりを進めます。

そのため、ノーマライゼーションの考え方を広め、小地域のまとまりで、地域住民相互やボランティア、福祉関連施設の重層的なネットワークづくりを進め、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進め、市民の参加を促進します。

また、子どもを安心して生み育てられる環境づくりに向けて、多様な子育て支援サービスの提供や相談活動の充実を進めます。

超高齢社会の到来を見据え、病気の予防に力を入れ、乳幼児からお年寄りまでがそれぞれに応じた健康づくりが進められるよう支援するとともに、介護が必要なお年寄りに対しては、介護保険制度を適切に運用しつつ、制度の対象とならない人も含め、充分な福祉サービスが受けられる体制づくりを進めます。

2. 生活環境　主要テーマ：自然と共生する循環型のまちづくり

私たちの社会・経済活動が引き起こす、自然破壊、大気や水質の汚染などの環境への影響をできる限り低く抑え、消費型のライフスタイルを見直し、より自然の営みに近い、循環を大切にした社会、自然と共生するまちづくりを目指します。

そのため、これまでにも先進的に進めてきたごみの減量や分別収集、リサイクル活動など、環境への影響を抑える取り組みを市民とともに積極的に進めていきます。あわせて、これらの市民の主体的な取り組みをリードする人材やグループの育成、活動支援を進めます。

また、本市の豊かな自然資源である、西山、竹林、農地などについて、市民の参加を得た保全、維持の仕組みをつくっていきます。市街地においても、公園の整備や緑化、市民が親しめる河川環境の整備を進め、歴史・文化資源の活用とあわせて、うるおいのある環境づくりを進めます。

3. 教育・人権・文化　主要テーマ：豊かなふれあいを育てるまちづくり

市民誰もが、様々な個性をもつ多くの人と交流を深め、お互いを尊重し高めあいながら、ふれあうことのできるまちづくりを目指します。

そのため、様々な人の多様な生涯学習やボランティア活動に対する意欲の高まりに応えて、多彩な活動の場・機会・情報の提供や、市民同士が学びあう仕組みづくりを進めます。

そして、地域に開かれた学校づくりを進めるなど既存施設も活用しながら、市民活動の活性化や地域づくりを支援します。

また、男女差別や同和問題をはじめ、あらゆる差別をなくし、個々人が自らの個性と能力を十分に発揮することのできるよう、人権を大切にする意識を高めていきます。

さらに、教育に関わる社会的背景を見据えつつ、子ども達が、様々な体験を通じて社会性を育み、人生を豊かに歩む力を身につけられる環境づくりを目指すとともに、様々な文化･芸術活動を展開し、豊かな歴史を守り育て、新たな長岡京市の文化の創造に努めます。

4．都市基盤　主要テーマ：歩きたくなるまちづくり

人を最優先に考えた交通体系を目指し、環境への影響に配慮した誰もが使いやすい公共交通の充実を進めます。また、まちの骨格となる幹線道路の整備により、渋滞のない円滑な自動車交通の実現と市街地内への自動車の流入抑制を図り、歩道の整備など安全快適なみちづくりなどを進め、お年寄りや障がいのある人も安心して生活できる市街地環境の実現を目指します。

阪急長岡天神駅、JR 長岡京駅を二つの核とした中心市街地は、駅周辺において再開発事業等の拠点づくりを進めるとともに、業務・サービス・商業機能と居住機能の適切な共存を図り、市民とともに歩きたくなるような魅力ある生活空間づくりを進めます。

また、市街地に点在する農地については、本市を特徴づける資源のひとつとしてとらえ、その保全と市街地内におけるオープンスペースとしての有効活用、あるいは適切な宅地化を誘導します。

さらに、地域における防災活動の活性化と防災上のオープンスペースの確保に努め、災害に強いまちづくりを進めます。

5．産業　主要テーマ：活力とにぎわいを生み出すまちづくり

農林業については、農地や西山の緑の保全を図る中で、農業者以外の市民も含めた多様な担い手を確保するため、人と人の有機的なネットワークづくりを進めるとともに、生産基盤の整備や特産物の生産を充実するなど、農林業の振興を図ります。

商業については、既存商店街と大型店の共存を図り、市街地の整備とあわせて魅力ある商業環境を創出し、人が集いにぎわいのあるまちづくりを目指します。

工業については、周辺環境との調和に配慮しつつ、その受け皿となる基盤の整備を進め、生産環境の維持・向上を図り、企業と市民が共存共栄できるまちづくりを進めます。また、新たな分野の産業について、育成・支援を検討します。

観光については、本市の歴史・文化資源を活かした散策路などのネットワークづくりを進め、観光客誘致に向けた PR を行い、観光イベントなどのソフト事業を中心とした観光事業を展開します。

3. まちづくりの推進に向けて

1. 市民と行政のパートナーシップの確立

各分野の施策を的確に推進していくために、多様な方法で市民意向の把握を行うとともに、市民がまちづくりに参画できる仕組みづくりや双方向の多様で分かりやすい情報提供の充実を図ります。また、多様な市民活動ネットワークづくりの支援など、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めます。

2. 市民に開かれた合理的な行財政の運営

地方分権の推進や市民ニーズの変化に的確に対応するため、行政職員の資質を磨き、政策形成能力を向上させるとともに、行政の組織機構の的確な見直しを進めます。また、情報化等による行政事務の効率化を図ります。さらに、積極的な情報公開のもと、市民への十分な説明責任を確保するとともに、的確な施策の選択や財源の重点配分を図る行政評価システムの導入を目指します。

3. 近隣市町とのネットワークの強化

市民の日常生活圏の広域化や広域的に共通の課題に対応し、乙訓２市１町（長岡京市、向日市、大山崎町）をはじめ、京都市や京都府南部地域の市町の連携を強化し、広域事務の適切な連携と分担により合理的で多様な市民への行政サービスの提供に努めます。

長岡京市第３次総合計画 第３期基本計画

発　行　日　　平成23年３月
編集・発行　　長岡京市企画部政策推進課

〒617-8501　長岡京市開田１丁目１番１号
TEL：（075）951-2121（代）
FAX：（075）951-5410

長岡京市

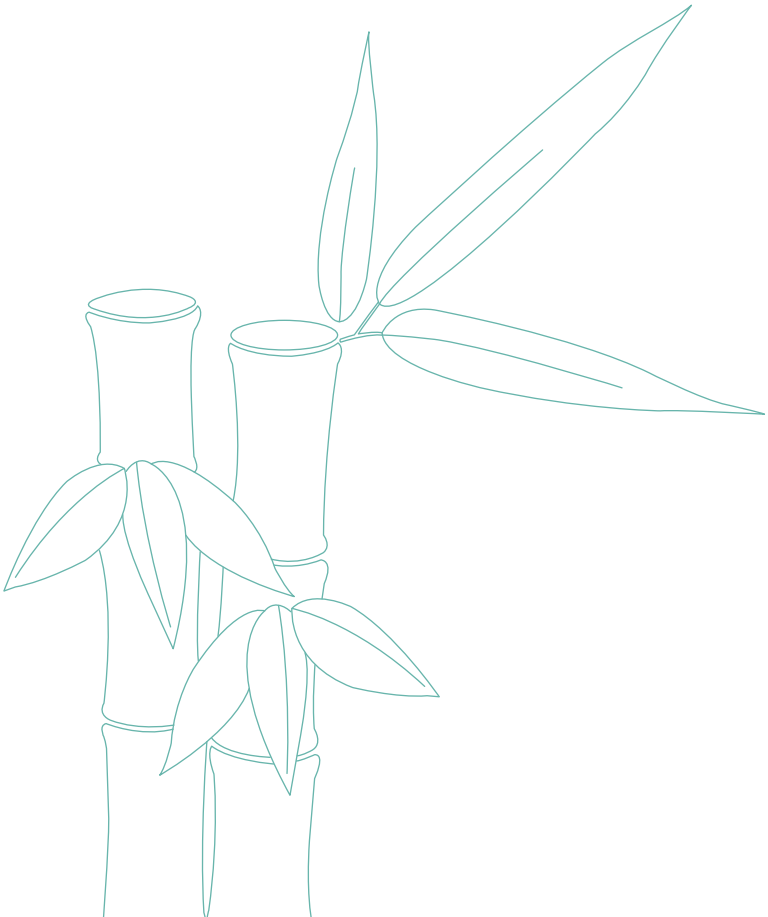

VEGETABLE OIL INK
この計画書の印刷には環境に優しい
植物インキを使用しています。